

[県民共済生き生き新こども][Newこどもコース]

病気等入院退院後通院給付金

- (1) 被共済者が、共済期間中に病気等入院給付金の支払対象となる入院を10日以上継続した後、退院し、同一の病気等の治療を目的として退院日の翌日から90日以内に日本国内の病院または診療所に通院した場合は、実通院日数に応じて病気等入院退院後通院給付金をお支払いします。
- (2) 病気等入院退院後通院給付金の給付日数は、1疾病通算して実通院日数30日分を限度とします。
- (3) 支払対象となる通院は、共済期間中の通院に限ります。